

会報

第 154 号

◇エッセー

ハーリングムと福島を結ぶもの 東京工業大学長 木村 孟

■諸会議議事要録

第4常置委員会

第7常置委員会

医学教育特別委員会

■要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

国立大学協会

平成8年11月

会報

平成8年11月 第154号

第46卷第4号通巻第154号

平成8年11月号

国立大学協会

●エッセー

ハーリングラムと福島を結ぶもの 東京工業大学長 木村 孟 ……………5

【事業報告】

諸会議議事要録（平成 8 年 7 月～ 9 月）

第 4 常置委員会（7.26）……………11

教室系技術職員の専門行政職移行の問題について
人事院勧告の取扱に関する要望について

第 7 常置委員会（7.12）……………14

RA, TA, PD のあり方などについて
科学研究費の配分と評価について
大学院のあり方について
学術情報について

第 7 常置委員会（9.12）……………17

RA, TA, PD のあり方などについて
科学研究費の配分と評価について
大学院のあり方について
学術情報について
複写権に関する問題について

医学教育特別委員会（8.9）……………20

専門委員の委嘱について
卒後臨床研修の在り方に関する意見書及び 21 世紀医学・医療懇談会の
模様について
卒後医学教育の在り方についての審議の進め方について

■諸 会 合（平成8年7月～9月末までの開催会議）24

【要 望 書】

人事院勧告の取り扱いに関する要望書25

【そ の 他】

学長等の異動26

編集後記

エッセー

ハーリングラムと福島を結ぶもの

東京工業大学長 木村 孟

今年は、どういふわけか英国へ出掛ける機会が多い。11月の国大協の英国ミッションで4回目になる。前後3年ほど英国で暮らしたことがあるためだけではないと思うが、何となく日本に似たところが多く親しみやすいこともあって、つい足が向いてしまう。とくに気の合った英国人の仲間に出会うのがこの上なく楽しい。当時は、皆若かったが、大半は、今やそれぞれの世界で押しも押されぬ第一人者になっている。既に他界した仲間もいる。

もう8年前位になるが、英国で一番季節の良い7月に、研究仲間の主催するワークショップに参加するため、ケンブリッジへ向かった。英国へ行く度に必ず連絡をする親友が一人いる。ケンブリッジで丸一年間実験に明け暮れるという生活を共にした、筆者より10歳ほど年下の秀才である。父君は当時、ケンブリッジ大学の工学部長で、母君はダーウィンの遠い縁戚という良い家庭の生まれである。工学部のすぐ向かいにある、ヒルトン (James Hilton) の書いた『Good-bye, Mr. Chips (チップス先生さようなら)』や、池田潔氏の書かれた『自由と規律』の舞台になった、リーズというパブリックスクールから、ケンブリッジ大学へ進学し、卒業後コンサルタント会社に就職し、7年間香港で働き、学位を取るために戻って来たものである。因みに、英国では、工学関係では、卒業して直ぐ博士課程に進学する者は少なく、一度社会へ出、十分な経験を積んだ上で戻ってくる者が多い。当時は、ケンブリッジでは、むしろそういう社会経験を持つ学生の方が、動機がはっきりしていて、研究意欲が高く、良いと歓迎していた。筆者がいた当時も20数人の Ph. D コースの学生の内、いわゆるストレート組は、わずか2人で、何れも社会経験の豊かな猛者から子供扱いされて、大変苦しうであった。しか

しその2人も、今や1人は名前の通った大学の教授、1人は企業の研究所の重鎮と、昔の何となく頼りない面影は全くない。

その親友にロンドンに着いて直ぐ連絡をしたところ、いつもの通り家へ来るようにとの誘いを受けたが、天気が素晴らしいので、食事は今度彼が入ったクラブでしようということになった。久しぶりの再会に話が弾んだが、この滅多にない素晴らしい天気は無駄にするのは勿体ないと、早速車で出掛けることにした。車の中で、今日は奥さんの父君も仲間に入る予定であることを知らされた。彼のクラブは、ハーリングム (Hurlingham) という由緒あるクラブで、地下鉄のプットニブリッジ (Putney Bridge) からほど遠からぬ高級住宅地の近くにある。みどり滴る広大な敷地を持ち、直ぐそばをテムズがゆったりと流れるというまさに別天地である。メンバーには外交官や法曹界の人が多くという。一見して、入会が非常に難しい、いわゆる“Exclusive Private Club”であることが分かる。後日知ったが、ウィンブルドンに近いこともあって、世界中の一流の選手が、試合前このクラブのコートに練習に来るし、またウィンブルドンの前夜祭もここで催されるという。

程なくして、親友の岳父が悠然と現れた。勿論このクラブの古いメンバーである。親友が結婚するとき、結婚相手の父君が、裁判官であることを知らされたが、彼女がオックスフォード出身なら、その父君もまた母君もオックスフォードである。筆者の親友の父親もケンブリッジ出身であるから、まさに英国的血縁形成法の典型を彼が実践していると言って良い。多分、彼が比較的若くして、そのクラブのメンバーになれたのは、岳父の推薦によるものであろう。岳父は、その時はもう現役を退かれており、奥さんを癌で早く亡くされたこともあって、そのクラブの近くの極めて豪華なアパートに一人住まいをされており、しょっちゅう外国

旅行をして大いに人生を楽しんでいるとのことであった。筆者が家を新築中で、両親と隣り合わせに住むつもりであることを話題に出すと、それまでゆったりと話をしていた岳父の口から、いきなり「Teach them」という言葉が飛び出した。一瞬何のことも分からなかったが、そんなことしたら自分の人生が送れないではないか、犠牲が大きすぎると、親友の奥さんが猛然と反論したので、ああそうか、余生を悠々と送っているようでも、やはり寂しいのだなということを痛感させられた。

何とも言えない素晴らしい英国の夏の夕方、ワインの程良い効き目もあって、話がいろいろな所へ飛んだ。岳父から、「今確か東京へは12時間位の直行便があるね。パブリックスクール時代の極めて親しい友人が日本にいたので、是非一度日本へ行きたいと思っている」という話があった。その時その友人についてかなり詳しい話をされたように思うが、もうはっきりとは憶えていない。憶えているのは、軍人として日本に行ったこと、その後宣教師として、日本に留まっていること、名前がモリソン (Morrison) であることぐらいであった。

親友の岳父にはそれ以来お目に掛かる機会がないが、彼と彼の奥さんにはかなり頻繁に会っている。その度に岳父の話が出、また、モリソンという人のことも度々我々の話題に上った。極め付きのエリート軍人が、何故急に宣教師を志し、東洋の小国、日本での布教活動に一生を捧げる決心をするに至ったか、さまざまな憶測を凝らしたが、それらしい答は出て来なかった。その頃から、このモリソンという神父について、もう少し詳しく知りたいと思うようになった。丁度その頃、娘がミッションスクールに入学したこともあって、極めて軽い気持ちで、一度調べて貰えないかと頼んでみた。娘を可愛がってくれていたシスターがかなり、懸命に探してくれたようであるが、宗派が違うこともあって簡単には分からない

とのことであった。一度、どうも福岡にいらっしゃるようだとの返事を貰い、かなりあちこちの教会に電話をしてみたが、結局駄目であった。それから半年ばかり経った頃、夜遅く帰った私宛に、娘からのメモがあり、開けて見ると「お父さん喜んで下さい」という書き出しで、福島教会の電話番号が書き添えてあった。直ぐには連絡する勇気が出ず、一週間ほど放っておいたが、思い切って電話をしたところ、流暢な日本語で「モリソン神父ですが」という声が返ってきた。こちらの素性を名乗り、親友の岳父のことをお話したら、極めて控め目な静かな調子で「ああ、懐かしいですね」と仰った。その他幾つかのお話をしたが、終始落ち着いた調子で受け答えされ、さすが宗教人だなと感心させられた。「私は信者ではありませんが、一度お目に掛かりたい」と申し上げると、「是非いらして下さい」と丁寧に対応された。

とくに福島に出掛ける機会も無いままに、それからしばらく時間が経ってしまった。工学部長として、大綱化、大学院重点化を手掛け始めた頃、計画中の新しい大学院研究科の中心の1人として大いに期待していた、人文社会学系心理学の菊池章夫教授を是非東北大学へと言う話が舞い込んで来た。時が時だけに、当方としては非常に困る話ではあるが、先方の極めて強い要請もあり、仕方無かろうということになった。先生とのいろいろの話の中で、先生が福島のご出身であることを知った。ある時、先生との四方山話で、私の知っている人にこんな人がいるということを、極めて漠然と申し上げたら、突然「モリソン神父でしょう」と言われ、まさに飛び上がらんばかりに驚いた。しかし続いての「昨年亡くなりました」との言葉に、さらに驚かされると同時に、言い様のない衝撃を受け、その後の菊池先生とのやりとりは一切憶えていない。

その頃までに、モリソン氏が戦前英国大使館付き武官として駐日されていたこ

と、その間に日本でのキリスト教宣教活動に従事しようと考えられていたこと、戦後カナダで修道誓願を立てられ、1950年に再び来日され、その後日本でずっと布教活動をされていること等を、親友から親友の岳父の話として聞き及んでいた。どうしても、何が神父をそんなに日本での宣教活動に駆り立てたのか一度お目に掛かってお聞きしたいという思いが募り始めていた矢先のことであった。

本年の10月はじめ、吉原学長から、福島大学の自然系学部創設準備委員会に知恵を貸すようにとの要請を受け、福島に出掛けた。2日目に少し暇を頂いたので、その日の朝電話で探しておいた野田町教会に連れて行った頂いた。生憎、後任の神父は不在であったが、モリソン神父を良く知っておられる樋口さんという女性の方と30分ほどお話をすることができ、神父の遺品等を見せて頂いた。お話の中で、神父はかなり長い間闘病生活をされていて、筆者が電話をさせて頂いた頃には既にかかなり病状が進んでいて、相当苦しんでおられたらしいことを知った。それを知った途端、あの控え目な抑えた静かな口調を再びはっきりと思い出した。樋口さんは、モリソン神父は本当に神様のような方で、神父を知る全ての人々からいかに敬愛されていたかを、熱っぽく語ってくれた。ただ神父がどうして日本での宣教活動に一生を捧げる決心をされたかについては、誰も知らないのではないかというお話もされた。帰りに『モリソン神父の思い出』という小冊子を頂き、帰りの車中懸命に読んでみたが、答えは見出せなかった。

11月の英国出張の際には、親友の岳父にお目に掛かり、その小冊子を差し上げたいと思っている。どうして神父があれほどにも日本にこだわられたか、少しは知ることができるかも知れないと密かに期待している。

事業報告

諸会議議事要録

第4常置委員会

日時 平成8年7月26日(金) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

清水, 伊東, 多淵, 櫻井, 野地(代理: 溝上鳴門教育大学副学長), 菰口, 佐古各委員

長松, 菅原, 黒崎, 渡邊各専門委員

(文部省) 早川人事課給与班主査, 膝館給与第4係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、新たに委員に就任された海妻岩手大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 教室系技術職員の専門行政職移行の問題について

委員長から、前回委員会以後の状況について、まず文部省の早川主査に文部省の検討状況についてご説明願ひ、それを踏まえこのあとどのようにこの問題を進めていくかを検討したい旨述べ、早川主査から次のような説明があった。

大学等における研究教育の振興、活性化を目指し、科学技術基本計画が策定され、支援職員について、人材の確保、組織化の促進、処遇の確保、支援業務の意義・役割の再認識、職員の養成・増員が謳われ、一方、各大学でも研究の高度化に対応して専門的知識・技術が必要となり、熟練より大学卒業程度の高度な知識が求められ、同じ職務に従事する職員の資質、採用資格の均質化が求められている。そしてこれらの人材を計画的に確保するためには技術職員の職

務を魅力あるものとし、昇進管理を明確にすること、また職員の監督者による指導、研修の実施、職員の自己啓発の意欲を発揮させること等が求められる。また業務処理体制の整備が必要であり、職員の分散配置の解消、技術業務の共通的活用、業務範囲及び責任の明確化を行い、独立した職として位置付けし、高度な専門的知識を生かす仕組みが作られることが必要である。そしてこれらと結びついた形で各大学で実情に応じた形で技術部や技術専門官制度を置くことが考えられることになると思われる。

その場合には現在技術職員の職務内容を定めている官房人事課長通知も改正し、省令で明定するのが望ましいと思われ、また資格基準を策定し、職務に就くための全国的均質基準、技術に関する評価制度、職員の資質向上に関する方策等を定める必要がある。以上の結果として、①役職設定による上位級の確保、②技術の評価制度による上位級の確保が可能となり、技術職員の待遇も改善されることになる。

以上が我々の考えた一つの試案であるが、かりに文部省がこのように考えても大学の意向が

判らないと進めようがないので国大協の意向をお聞きしたい。なお技術部や技術専門官の設置は大学の実情に応じその片方でも双方でも良いと思う。またこのことは教室系技術職員の専門行政職移行を諦めるということではなく、それを目標としつつ支援職員の処遇改善を一步進めるということである。

ついで委員長から次のとおり説明があった。

昨年末「教室系技術職員への専門行政職俸給表適用審査基準」を文部省に提出し、専門行政職移行を要望したが、これらの要望に対して文部省から正式に文書で回答がなされるというようなことはないのではないかと思う。

ただいまのお話しは、我々は従来技術職員の待遇改善を直接に専行職と結び付けて考えてきたが、むしろ専行職を目指しながらそこに行くステップとして技術職員の職分を技術部や技術専門官等の形ではっきりさせ良い人材を確保する仕組みを作り、処遇改善を一步進め、やがてその仕組みの実態が固まってくれば人事院等に行政職俸給表の適用を考え直すことともなり、専行職移行ができるのではないかということと思う。その実態が固まったとき人事院が考えることであるが専行職俸給表でなく、新しい大学技術官俸給表など凶柄が変わることはありうる。このようにステップとして理解してこのことを進めることができるのではないか。

以上のち各委員から次のような点について質疑応答があった。

- 技術部と技術専門官の関係はどのようになるのか、技術専門官には在職している技術職員の何人位がなるのか。
- 技術部、技術専門官が設置され、どのくらいの段階になったら、専行職へ移行することになるのか。

- 技術職員が少なく技術部が設置できないところでは技術専門官が必要であろう。

また技術分野によっては技術専門官のような職員の必要ない職場もあろう。

専行職移行への最終の形はなかなか見えないが、長い間に技術職員の粒が揃ってくれば当然関係当局も考えなければならなくなると思う。

- 人事院の示しているいくつかの難点のうち、公権力の行使の条件は、この話では解消できない。そうだとすると何時か専行職を目指す方針の転換を考えなければならぬように思うが、この話を進めていけば専行職に到達する感触を持っているかお聞きしたい。ともかく解消できる難点を解消していくということならそれはそれで結構である。
- 専行職適用でなくても、技術職員が社会的認知を得られ、待遇改善がなされる道はあると思う。技術部、技術専門官の制度を作れば専行職に早く手が届くと回答はできない。しかし現在専行職俸給表が適用されている者は職務内容が省令等で明定されており、大学技術職員は明定されていない。
- 公権力行使の条件については、行政の中身は時代とともに変わるのであり、専門行政職の中身を公権力の行使ということに収斂させる必要があるのか否か議論できる問題だと思う。
- 専行職問題を長く議論してきたこだわりはあるが、この話を進めれば専行職が確実だとは言えない。またかなりの難点が解決したとき専行職になるのか、別の俸給表を作るかは、その時点で検討する必要がある。
- 文部省の試案は自分の考えていたことと一致するが、これを進めるのに一番の障害は教

官の技術職員についての認識の遅れである。この案を各大学に示し意見をまとめることは難しいと思う。国大協としてこの案が良いと確信したら方針を出せば現場の教官にも理解して貰えると思う。その準備として各講座に張り付いている技術職員を徐々に講座から外し、学科、教室所属とすることを積み重ねていかなければならない。技術職員が専行職へ移行するための道として、教官から技術職員を離すことが国立大学協会の総意ということになれば、大学の現場でも進め易いことになる。

- 文部省の試案は、国大協が先に出した専門行政職俸給表適用審査基準の考え方と合致すると思う。国大協は今後、技術職員はII種合格者から採用すると踏み切り、ただ在職者は多様なのでIII種合格者等は試験により専行職への機会を開いているが、人間は働きながらも経験を重ね学んでいけばいつまでも高校卒、中学卒のままではないのではないかと思う。
- 地方の大学ではII種合格者が採用できず、III種合格者を採用することも考えられるので、国大協としては、幅広い受け皿が必要のように思う。
- 大学でも技術職員はII種を採用するよう努力しなければならない。
- 科学技術基本法が制定され、学術の支援体制について大きな転換期がきた。それに対応するものとして、国大協で技術職員の将来について考え方を打ち出すと思った方がよいのではないか。
- 時代の変化は激しい。将来を考えると大学は研究だけでなく最先端の技術の中核になり、民間企業等に対する技術支援、指導を行

うことになる。技術職員も大学の外まで活躍する時期が来ると思う。その変化を見通して大学の技術職員に対する見方を変えなければならない。今はそのチャンスでもある。

- 何故この考え方が急に浮上してきたか説明が必要である。
- 技術職員の処遇改善と位置付けを向上させたいが、専門行政職の壁は厚い。しかし、このまま足踏みしているわけにはいかない。そこでまず行政職の俸給表の中で技術職員の処遇改善を図りつつ、専行職移行に努力する。そのためにはこのような措置が必要であるということである。組織化を図り、官職の設定を行い、職務権限を明定し資格基準をはっきりさせていけば、行政職俸給表の中でも今より処遇改善が可能となり、位置付けもはっきりしてくる。科学技術基本計画ができ、今はそのチャンスである。そのステップを積み重ねていき技術職員の実態が固まってくれば、専行職につながるようにしようということであり、これは専行職を取り下げることにはならない。これまでの方針の転換でなく、専行職に近付くためのステップであると理解したい。

以上の意見交換ののち、梶井委員長から次のとおり述べ、了承された。

国大協として、専門行政職俸給表移行を目指しつつ、それへのステップとして、技術職員の身分、処遇改善のために技術専門官制度の設置、実情に応じた組織化を行い、技術職員の職務権限を省令に規定して貰いたいということを文部省高等教育局に要望することについて、近く開催の常務理事会にはかり、意見を聞いたうえ文部省に要望することとしたい。職務権限の定め方、資格基準の設定、給与の等級の上限、人数

など具体的なことは、今後第4常置委員会の作業委員会で検討しながら詰めていきたい。

2 人事院勧告の取扱に関する要望について

委員長から、次のとおり述べ、了承された。
標記要望書の作成及び提出時期については、

先の総会で会長及び第4常置委員会委員長に一人任されているが、8月1日に人事院勧告が出るので、作業委員会で勧告の内容を見て標記要望書の文案を作成し、会長の了承を得て関係方面に提出するのでご了承願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成8年7月12日(金) 13:00~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 西澤委員長

丹保, 荒川, 海妻, 丸山(工), 鈴木, 中嶋, 有山, 小川, 廣田, 田村, 小坂, 佐々木, 中野各委員
小山, 藤野, 六本, 長尾各専門委員

西澤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員になられた佐々木正治広島大学教授、中野仁雄九州大学教授並びに専門委員の小山貞夫東北大学附属図書館長、藤野幸雄図書館情報大学副学長、六本佳平東京大学附属図書館長、長尾 眞京都大学附属図書館長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. RA, TA, PDのあり方などについて

委員長から、RA, TA, PDを中心とした、若手研究者と大学院学生に対する支援について、前回論議された内容の取り纏めを丹保委員にお願いしたので、その説明を願いたい。また、この議題に関連して、丸山(工)委員から「デモンストレーター制の導入」について提案があったので、その説明も願いたい旨述べられた。

初めに、丹保委員から、前回の報告内容と殆ど重複すると前置きし、配付資料「若手研究者と大学院学生に対する支援について」に基づき

大学院修士課程の学生10万人と博士課程の学生4万人、及びポストドクトラルの研究者に対する支援制度の意義と要望に関して説明が行われた。その主な事項は次のとおりである。

- (1)各制度の基本的な考え方について
- (2)日本育英会奨学金制度について
- (3)TA, RAについて
- (4)特別研究員制度について
- (5)総合的な制度の充実について

ついで、丸山(工)委員から配付資料「デモンストレーター(指導教員)制の導入について」に基づき次のような説明が行われた。

理科離れが社会問題化してから、各大学等は小・中高校生を対象に実験コースを開設する努力を続けている。しかし、大学理工系学部に入學しても、理科・化学・生物学などの基礎実験教育は著しく不十分に止まっている。広く各分野で活動する人材を養成するという大学の使命を考えると、この現状を放置しておくことに問題がある。

大学新入生に行われる基礎教育としての実験

で、一番切実な問題は指導教員不足である。この問題解決のため新しい制度としてデモンストレーター（指導教員）制の導入が考えられる。

デモンストレーターは科学の実験指導のみでなく、数学・外国語など非実験系の小人数のセミナー指導も行うものとして、学位取得者もしくは博士課程単位取得者（任期5年）とする。

現在ジュニア・アカデミック・ポジションが不足しており、このデモンストレーター（指導教員）制が導入されると、若い研究者は大学生の教育に従事しながら希望する研究室に所属して自らの研究を発展させることができる。この制度は大学教育の充実と若手研究者育成に大いに貢献するものと期待される。

以上丹保・丸山（工）両委員の説明について、次の点について意見交換が行われた。

- 大学院の重点化と助手ポストの減少
- 助手不足による一般の教育研究支援への影響
- PD、RAと助手制度の基本的な考え方
- ジュニア・アカデミック・ポジションに替わる講師ポストについて
- 非常勤講師と奨学金返還について
- PD制度と文系のオーバードクターに対する拡大解釈
- デモンストレーターと非常勤講師の定員枠について
- アカデミック・スタッフと学生数の比率（日本と外国の場合）

以上意見交換ののち、委員長から次のように述べられ、了承された。

若手研究者と大学院学生に対する支援問題については、数回にわたりご審議いただいたので、最後の纏めを、丹保委員を中心に丸山（工）、廣田委員にお願いする。

また、今回までの論議の中で助手（支援職員）に関連するさまざまな問題が話題とされた。助手の不足等に対する不満は各大学が共通に抱えている問題と思われる。どう対応すべきか等については、いままで国大協の中であまり議論されていないが、重要な問題と思われるので、この問題の検討を行うか否か、行う場合はどの委員会が取り扱うか等について、常務理事会に提案することとしたい。

2. 科学研究費の配分と評価について

委員長より、この問題については前回の委員会で審議された内容を丸山（工）委員に取り纏め頂いたので、ご説明願いたい旨発言があった。

ついで同委員から、配付資料に基づき次の説明があった。

科学技術基本法が施行され、補正予算によって高等教育施設整備や研究予算に加算されていることは、日本のこれからの科学振興にとって大変喜ばしいことである。平成8年度には科学研究費が待望の1,000億円台になった。科学技術会議が最近「科学技術基本計画」を提出し、本年度から2000年までの5年間に科学技術関連の政府投資額を17兆円に増額する計画を公表した。科学研究費の増額が一層望まれるところであるが、科学研究の効果をさらに発展させるために、①研究期間に短期（1～2年）、中期（5年）、長期（10年）の区分を設け適切な額の持続的な配分を行う、②審査については、レフリー制の導入・審査資格に関して評価能力点検システムの設定・事後報告書による成果の審査等、制度そのものの改善を切望する。

以上丸山（工）委員の説明について意見交換があったのち、委員長から科学研究費の配分と評価の問題については、数回にわたりご審議い

ただいたので、そろそろ最後の纏めを丸山(工)委員にお願いしたいと述べられ、了承された。

3. 大学院のあり方について

委員長より、大学院のあり方については、前回までに議論された問題点の整理を小川・中嶋両委員にお願いしたので、ご報告願いたい旨述べられた。

ついで、小川委員から、前回報告した内容に若干の追加を行うとして、配付資料に基づき次のような説明があった。

- 1) 人文社会系では、学位取得率が著しく低い。また、学位取得後の就職先が少ない。そのため、外国人留学生の希望が減っている。人文社会系の大学院改革は、教官の意識改革が必要な上、社会構造の変革も必要なので、悲観的である。
- 2) 大学院に体系的カリキュラムが必要かについては、狭い専門分野に閉じこもらずに広い視野を持たせるため必要との意見が強い。一方、研究者養成ではカリキュラムは必要なく、高度専門職業人養成ではカリキュラムが必要との意見もある。
- 3) 理工系修士課程では、定員オーバーへの対応が問題である。
- 4) 大学審議会の「大学院部会における審議の概要」(H7.6.29)は、現状の問題点を適切に指摘し、問題への対応方策としての提言も適切と思われる。ただし、提言は組織・カリキュラム等の制度的改革についての論及が多く、いかに教官の意識改革を行うかについての具体策が少ない
- 5) 国大協・大学院問題特別委員会の『国立大学大学院の現状と課題』は、国立大学教官へのアンケート結果を纏めたもので、問

題点の指摘は大学審議会とほぼ同一である。教官は改善の方向に賛成だが、自らの改革実施には消極的な姿勢が読みとれる。

以上の説明について、主として次の点について意見交換があった。

- 大学院の多様化について
- 大学院教官の過剰負担について
- 大学院学生の自主性について
- 学部教育と大学院教育の位置付けの問題
- 大学院の重点化と、文系の問題・教官の意識改革・大学の規模・学部教育のレベル等
- 学部基礎をもつ大学院と重点化の問題
- 大学院の入試について

以上のうち、委員長からこの問題については、引き続き次回に審議願う旨述べられ、了承された。

4. 学術情報について

委員長から、本委員会は学術情報についても担当事項としているのでご審議願うこととするが、本日は第1回目であと残り時間も僅かとなったので、今後の進め方・問題点等についてご意見を伺いたい旨述べられ、次のような事項について意見交換が行われた。

- 学術情報と大学図書館について
 - 情報を購入する費用の問題
 - 学術情報と法律的な問題
 - 著作権の問題
 - 情報と各大学による格差
 - 図書館業務の電子化について
 - 大学開放と定員削減による図書館職員の現状
 - 大学図書館からの情報発信について
 - 大学図書館の建物狭隘の問題
- 以上意見交換が行われたのち、委員長から次

のように述べられ、了承された。

学術情報については、情報化等の新しいニーズの進展に伴い広範な問題を抱えている。本日の意見交換の内容、及び今後の検討項目等につ

いて、六本・藤野両専門委員に取り纏めをしていただき、次回に問題点の提起を願うこととしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日 時 平成8年9月12日(木) 13:00~15:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 西澤委員長

丹保, 荒川, 丸山(工), 鈴木, 中嶋, 有山, 小川, 廣田, 松尾, 丸山(和),

田村, 佐々木, 早坂各委員

小山, 藤野, 六本各専門委員

西澤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員として出席された松尾 稔名古屋大学教授の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. RA, TA, PDのあり方などについて

委員長から、前回まで論議された内容の取り纏めを丹保委員にお願いしたので、ご説明願いたい旨発言があった。

ついで同委員から、配付資料に基づき次のような説明があった。

いままでの審議で概ね纏めが出来たと思うが、前回に、RA, TAなどの制度は現在の助手・技官等に替わるものではないことを明記したほうが良いという意見があったので、その部分を最後のパラグラフに付け加え、また、全般的に若干の修正を行った。

以上の説明について意見交換があったのち、委員長から、RA, TA, PDを中心とした「若手研究者と大学院学生に対する支援について」本日まで数回にわたり審議いただいたので、その纏めを丹保委員にお願いして、次回(10月1

日開催予定)に報告頂くこととしたい旨述べられ、了承された。

2. 科学研究費の配分と評価について

委員長より、前回までに委員会で審議された内容を丸山(工)委員に取り纏めて頂いたので、ご説明願いたい旨発言があった。

ついで同委員から、配付資料に基づき次のような説明があった。

科学研究費の配分と評価については、問題点として、①期間、②審査の2点に絞って提案を行ってきた。科学研究の効果をもっと上げるため、制度の抜本的改善を切望する。

以上同委員の説明について意見交換があったのち、委員長から、科学研究費の配分と評価の問題については、数回にわたりご審議いただいたので、その纏めを丸山(工)委員にお願いし、次回に報告を頂くこととしたい旨述べられ、了承された。

3. 大学院のあり方について

委員長から、前回までに議論された問題点の整理を小川委員にお願いしたのでご報告願いた

い旨述べられた。

ついで、同委員から、配付資料に基づき次のような説明があった。

(大学院のあり方についての問題点)

- 1) 大学院重点化に伴う学部の空洞化が心配である。
- 2) 大学院と学部が対になっている。学部内の壁をどうやって壊すかが問題。学部は専門基礎と実習、実学をやるべき。
- 3) 昔の学生は自主性があったが、現在は詰め込み教育。これをどう変えるかが問題。
- 4) 大学院重点化に伴い、学部では専門教育をして、そのまま大学院に進む。学部は教養教育をどこまでやるかが問題。
- 5) 各大学の現状を検討すべきである。
- 6) 大学院重点化により、学生も授業も増えたので不満がある。学部は専門教育をするところと誤解している。
- 7) 人文社会系は、旧帝大を除くと大学院重点化は難しい。
- 8) 大学院重点化は旧帝大のみのことで、単科大学は事情が違う。6年一貫は組織として難しい。
- 9) 連合大学院の不備な点を明確にすべきである。
- 10) 医学では専門教育を減らすことは国家試験があるので無理。カレッジ教育を充実していこうという考え方がある。
- 11) 実学的なものとして Ph.D の大学院は別にすべきである。
- 12) 法学では学部教育に力点をおくべきという意見。現実に大学院に入る学生が少ないので、大学院重点化の意味が薄い。

以上の説明について若干の意見交換があった後、委員長から、大学院の在り方については、

数回にわたり審議を重ねたので、いままでの取り纏めを小川委員にお願いして次回に報告頂きたい旨述べられ、了承された。

4. 学術情報について

委員長から、前回学術情報の問題点等について意見交換を行ったが、その内容を六本専門委員に取り纏め頂いたので、ご報告願いたい旨発言があった。

ついで、同専門委員から、大学附属図書館等における学術情報の問題について、配付資料①「図書館関係学術情報の補足メモ」、②平成8年8月5日付けで国立大学附属図書館協議会（以下「国図協」という）が文部省に対して提出した「大学図書館機能の強化・高度化に関する要望書」、③平成6年3月に国図協が行った「保存図書館に関する調査研究報告書」に基づき次のような説明があった。

1) 一般的な事柄について

- 研究・教育両面で果たすべき機能の拡大の必要
- 電子図書館的機能などの拡大と共に、図書館の相互協力体制の構築の必要
- 研究用・学生用図書の利用に応じた利用の最適化の必要性
- サービス人員・経費等周辺条件への配慮の必要

2) 個別的な事柄について

- (1) 図書購入費、特に学生用図書購入費の増額の必要性
 - 国立大学附属図書館の経費の中の学生用図書の購入費が全体的に不足傾向にある
 - 図書館資料購入費の増額の必要性
- (2) 保存図書館の設置の必要
 - 書庫スペースの不足は、大学図書館共通の

悩み

○地域ごとの共同保存図書館を設置するなどの努力の必要

○電子図書館的機能の発達と保存機能の必要性

以上の説明が行われたのち、委員長から、大学附属図書館等における学術情報の問題については、次回も引き続き審議願いたい旨述べられた。

5. 複写権に関する問題について

委員長から、常務理事会より「大学事務局における文献等の複写に伴う使用料」について、本委員会において意見取り纏めの依頼があったのでご審議頂きたいが、その前に、依頼の経緯について事務局から説明願いたい旨述べられた。

ついで、滝沢事務局長から配付資料に基づき次のような説明が行われた。

このほど、日本複写権センターから一部国立大学に対して「大学事務局内の公務の必要上行われる複写」について「複写利用許諾契約」締結の要請があった。

これに基づき、去る8月5日開催の常務理事会でこの取扱について協議した結果、この件は全国立大学に関わる問題であるので、国大協として対応すべきであろうということになり、「学術情報」を所管する第7常置委員会に審議を付

託することとなったものである。

「文献等の複写権問題」については、かつて、学術情報特別委員会において検討が行われ、委員会として二度にわたり見解（「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」（H2.6.12）及び「国立大学における文献複写と著作権の問題について」（H4.2.18））をまとめるとともに文部省に提出した。しかし、それ以降特に審議を行っていない。

また、文部省では、平成4年2月「国立大学等における複写複製問題に関する省内連絡会」が設置されたが、現在に至るまで連絡会としての結論は出ていない由である。

なお、現時点でまだ国公立大学において契約の実績は皆無である。

以上の説明があったのち、委員長から、本件の今後の検討の進め方について、有山委員と藤野専門委員に問題点等の整理をお願いして、次回に審議を行いたい旨述べられ、了承された。

6. その他

委員長から、本委員会は社会人の特別選抜等生涯教育に関する諸問題も検討課題とされているので、問題点の整理を有山委員をお願いして、次回から審議を始めることとしたい旨諮られ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日時 平成8年8月9日(金) 15:00~17:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 石川委員長
坪井, 丸山, 鈴木, 武藤, 武田, 杉岡, 山口各委員
竹下専門委員
(文部省) 寺協医学教育課長

石川委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、次の方々に専門委員を委嘱したい旨諮られた承された。なお専門委員を委嘱する予定であった佐々木英夫山形大学教授は、体調を崩され本人より辞退の申出があった旨説明があった。

武藤徹一郎 東京大学教授
大山 喬史 東京医科歯科大学教授
竹下 彰 九州大学教授

2. 卒後臨床研修の在り方に関する意見書及び 21世紀医学・医療懇談会の模様について

寺協医学教育課長から、次のような説明があった。

- (1) 卒後臨床研修必修化の問題は、厚生省がそのための法律改正を今通常国会に付議すべく進めてきたが、財源難が原因で不可能となり白紙の状態に戻った。厚生省は総医療費抑制のため保険診療、医師需給問題さらに介護保険の問題も抱えており、卒後臨床研修必修化の問題が再び出るとしてもその後になろう。しかしこちらで今からその問題について議論しておくことは必要である。

厚生省の方では、本年7月末に医療関係

者審議会臨床研修部会臨床研修検討小委員会から中間意見書「卒後臨床研修の今後の改善に向けて」が出されている。この内容は昨年11月同小委員会から出された「現時点での考え方」と基本的に変わらないが、相違点としては次の点に触れていることである。

- ① 研修システムの運営に第三者機関が関与することの可能性について
 - ② 卒後臨床研修の期間を2年とし、その方式は総合診療方式が望ましいことについて
 - ③ 運営の在り方として、病院群の在り方を考えることについて
 - ④ 基礎医学系、社会医学系へ進む者の臨床研修の取扱について
- 相違点は以上のとおりであるが、そのことより、○医師免許をどのようなものとして扱うのか、○経過規定をどうするのか、○保険診療上の研修医の位置付けをどうするかが先送りになっており、財源の見通しもついていない。

文部省としては、これに対し昨年来、大学附属病院における卒後臨床研修の在り方に関する委員会での問題を検討しているため、近く「卒後臨床研修の在り方に関する意見書」を作成し、関係方面に提出することが考えられている。その骨子は、次の

とおりである。

- ① 卒後臨床研修の改善充実については、文部省、厚生省、大学病院、臨床研修指定病院、日本医師会等の関係者を構成員とする協議会を設け、今後取り組むべき方向などについて幅広いコンセンサスを得るための議論を行う必要がある。
- ② 卒後臨床研修の必修化を検討するに当たっては、当面の重要課題である研修医の生活保証、研修指導体制の整備充実にかかる財政負担の規模を明らかにしつつ、国民に判断材料を提示するよう努める必要がある。

この意見書は時期を見て、厚生省及び文部省に提出される予定であり、今秋頃から協議会ができるよう事務的には準備しているところである。

- (2) 21世紀医学・医療懇談会の教育部会の第1次報告が纏まり、さきに公表された。

9月以後、教育部会では○介護を担う人材の在り方、育成方法等について、○医療技術者の育成方策と大学の役割について、研究部会では○医学系大学院の役割・在り方について、○研究者養成等医療関係分野の研究振興方策について、教育病院部会では○大学附属病院の果たすべき役割について、○医療人育成や高度医療開発のコスト負担の在り方について検討していただきたいと考えている。また厚生省では医療制度改革を大局的に考えていくようであり、秋以降に医師需給問題なども議論する必要があると思う。9月2日には、厚生省の担当課長に出席願ひ、高齢者介護政策、介護保険の問題などについて話を聞く予定である。

3. 卒後医学教育の在り方についての審議の進め方について

委員長から次のとおり説明があった。

各方面から、卒後臨床研修の方向性は出されているが、それを実現するノウハウが出されていない。本委員会でその辺を具体的に検討し、21世紀の医学医療の在り方に密着する形で文章化していければ良いと思う。審議の仕方としては先のアンケートの調査結果をもとに「卒後医学教育の在り方について」検討すべき問題点を配付資料のとおり纏めたので、各委員よりこの中で関心ある項目について意見を出していただき、それを委員会で検討の上、専門委員に文章として取り纏めていただくことにしたいと思います。

以上について、各委員から、審議の進め方及び審議すべき事項について、次のような意見があった。

(卒後教育について)

- 本委員会は、学長の会議として全体的視野で見解を纏めるべきである。これまで卒後臨床研修について、医学部長会議、病院長会議などで方向性及び研修プログラムのことなど提言も出されており、細かいことはそちらに任せ情報を得れば良い。
- 本委員会は、学長の会議としてでなければ取り上げ得ない問題を検討すべきであり、卒後臨床研修を中心に、大学院の問題、卒前教育等を含めポイントを示せば良い。
- 医学部教育あるいは専門医制度が完全なら卒後臨床研修はいらない。その両者との関係も検討すべきであり、卒後臨床研修は2年間が必要なのか、卒後臨床研修では、経済的支援、研修プログラム、研修指導者の問題が整

備されなければならない。

- 卒後臨床研修の必修化がなぜ必要なのか、医学教育を改革しないまま、卒後臨床研修必修化の方向が決まってよいのか。
- 卒後臨床研修は、各大学で様々な形で行われており、現状で良いと考えている人は少ない。本委員会はその点を課題と考え議論するのであり、厚生省から必修化の問題が出てきたから、議論するわけではない。しかし卒後臨床研修の要否、必修化の是非、あるべき姿、位置付け、カリキュラム、年数、研修により到達する質の程度、機関などについて国大協として考え方を示しておかないと結局厚生省の考え方に引き摺られてしまうことになる。
- 厚生省は、国民により高い医療を提供するため、卒後臨床研修の必修化が必要との建て前であるが、同時に総医療費抑制をしたいとの含みもあると思う。
- 本委員会は、2年間の期限で審議事項を卒後医学教育と指定されて設置されているが、医学教育全体を基本的に検討することとし、卒後臨床研修の問題が再び出てきたときを考え、その部分は少し細かく検討し、共通認識を得ておきたい。

(今後の検討方向)

- 国大協として、①国立大学では卒後臨床研修は現在はサービスとして行われており、公務員としての本来の職務にはなっていない。必修化には、定員、設備、経費、勤務形態など検討しなければならない。また、②医学部教育を8年とすること、6年一貫教育、教養教育の考え方についても見直してみる必要がある。
- 卒後臨床研修の必修化の是非の検討は、現在の状況から見て、早急に検討を要する課題

ではないかもしれない。本委員会の審議についてもその点を考慮する必要がある。

- 医学教育が6年、6年+1年、6年+2年のいずれがよいのか、現制度を見直す検討をすべきである。
- 医学部で教育してどの程度まで到達した者を卒業生として社会に送り出すのか、いままで曖昧にしてきたことをきちんと議論すべきである。
- 提言を書くために討議するのではなく、本質的なことを討議し、必要ならば文章化するということだと思う。
- 国大協は、大局的なこと、インターン制度が無くなったことの問題点、医学部卒業直後の医師国家試験の是非、それによる医学教育の歪みなど検討し、良い医者を育成するにはどのような教育システムが良いか検討すべきである。
- メディカルスクール、医学系大学院、卒後臨床研修の関係も検討すべきである。
- 研究者養成と医学系大学院、日本のMD制度、医学系教官の採用の仕組みの関係も検討すべきである。
- なぜ理科系の一番成績の良い者が医学部に入るか、入学の動機づけの薄弱化と臨床医の収入の高さ、基礎医学研究志望者の少なさと収入の低さ、優秀であるが医師として不適格な者の入学とその転部、学内の学部間で学生が移籍できる制度、18歳でない年齢になって他学部を經由して医学部に入る制度、編入学、入試制度等種々検討すべきである。
- 一貫教育で他学部学生と一緒に教えることの良否と医学部独自の基礎教育のどちらが良いか。
- 医学部の一つの枠の中で、基礎医学者養成

◎ と臨床医養成をしているのがよいのかどうか。

- 卒後臨床研修の必修化・カリキュラム統一と大学の医学教育への制約・大学自治との関係をどのように考えるか。
 - 世界の医師養成，医師の国際ライセンスの問題も考えたい。
- ◎ 以上の意見交換ののち，委員長から次のよう

に述べ，了承された。

種々ご意見を伺ったので，今後は良い医師をつくるにはどのような教育システムが良いのか，基本的なことを検討することとし，今回は，入試の多様化とメディカルスクールの創設について検討したい。その後医学研究者養成，医学部教育について審議していきたい。

◎ 以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成8年7月～9月

- | | | |
|---------|-------|-----------------------|
| 7月1日(月) | 13:30 | 第4常置委員会作業委員会 |
| 9日(火) | 10:30 | 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会 |
| 10日(水) | 10:00 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 12日(金) | 13:00 | 第7常置委員会 |
| 26日(金) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| | | |
| 8月5日(月) | 10:00 | 常務理事会 |
| 9日(金) | 15:00 | 医学教育特別委員会 |
| 27日(金) | 13:30 | 第4常置委員会作業委員会 |
| | | |
| 9月3日(火) | 13:30 | 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会 |
| 12日(木) | 13:00 | 第7常置委員会 |
| 13日(金) | 14:30 | 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会 |
| 17日(火) | 13:00 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 18日(水) | 10:00 | 常務理事会 |
| 30日(月) | 13:00 | 第1・第4・第7常置委員会代表者合同懇談会 |

要 望 書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成8年9月18日
国立大学協会会長
吉川弘之

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

このところは、関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響もたらされております。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分に承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる厳しい定員削減の中で行政経費の節減・抑制について不断の努力を重ねており、加えて第9次定員削減が実施されれば、なお一層の努力が求められることとなります。

現在、国立大学においては、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が最重要課題とされており、これが国民的期待でもあると考えます。また、平成7年11月15日公布・施行された「科学技術基本法」では、国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとしているところであります。しかしながら、国立大学における教育研究環境としての研究費、施設設備、教員の給与についてはなお改善が必要な状況にあり、上記の課題に積極的に取り組むためには、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要不可欠であります。このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我が国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、人事院勧告が、早期完全実施されることを強く要望する次第であります。

〔 要望先；大蔵大臣，総務庁長官，文部大臣，
その他各省庁関係担当官 〕

そ の 他

(平成8年8月10日～平成8年10月23日)

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(新 任)	(前 任)
和 歌 山 大 学	守 屋 駿 二	浅 野 敬
名 古 屋 工 業 大 学	岡 島 達 雄	吉 田 彌 智
東 北 大 学	西 澤 潤 一	阿 部 博 之

○ 委員の委嘱

(委員会)	(新 任)
第6常置委員会 学生納付金等検討小委員会	小 川 修 正 (東京医科歯科大学事務局長)

○ 委員の委嘱 (継続)

(委員会)	(新 任)
第2常置委員会 入試将来ビジョン検討小委員会	荒 井 克 弘 (大学入試センター教授)

○ 専門委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)
第1常置委員会	小林 孝男(大阪大学事務局長)	岡林 隆(大阪大学事務局長)
第6常置委員会	小川 修正(東京医科歯科大学事務局長)	菊川 治(東京医科歯科大学事務局長)
第6常置委員会	黒川 征(京都大学事務局長)	中林 勝男(京都大学事務局長)
特別会計制度協議会	小川 修正(東京医科歯科大学事務局長)	菊川 治(東京医科歯科大学事務局長)
	黒川 征(京都大学事務局長)	中林 勝男(京都大学事務局長)

○ 臨時専門委員の委嘱

(委員会)	(新 任)
第2常置委員会	荒 井 克 弘 (大学入試センター教授)

会報154号正誤表

26頁 学長の交替の欄

誤	正
(大学) (新任) (前任) 東 北 大 学 西 澤 潤 一 阿 部 博 之	(大学) (新任) (前任) 東 北 大 学 阿 部 博 之 西 澤 潤 一

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：98国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
 - 教員養成特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協と文部省との協議会）

編集後記

- * 秋色日増しに深まり、各地の紅葉の便りが聞かれるこの頃となりましたが、事務局一同、恒例の秋の国大協総会に向け、目下その準備に追われています。
 - * 本号の「巻頭エッセー」には、木村東京工業大学長にお願いして「ハーリングムと福島を結ぶもの」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。
 - * 向寒の折柄、各位の一層のご自愛をお祈り申し上げます。(T)
- 会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成8年11月7日 印刷 (非売品)
平成8年11月12日 発行

会 報 第154号

(第46巻第4号 通巻第154号)

編集兼
発行者 滝沢 源平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (3813) 0647

FAX 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社